

# 簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変者】

令和4年6月1日以降用

記入例

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック (☑) してください。

私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響で、時短営業を行っており、お店の売上が減少しました。

【手順①】  
記載内容を確認し、該当する場合はチェック☑をして、新型コロナウイルス感染症により、どのような影響を受け、収入が減少したのか記入してください。  
**※収入の減少が新型コロナウイルス感染症の影響でない場合、本給付金の対象とはなりません。**

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した内容を記入してください。

(フリガナ) 氏名	左欄の者が扶養する者の数	令和4年度住民税課税状況	障害者控除等の適用	収入の減少のあった年月	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額⑥	非課税相当収入限度額⑦
					給与収入 [A]	事業収入又は不動産収入 [B]	年金収入 [C]		
1 オオムラ タロウ 大村 太郎	1 人	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年1月	収入合計額 A+B+C= [D] 0 円	120,000 円	0 円	1,440,000 円	1,378,000 円
2 オオムラ ハナコ 大村 花子	0 人	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C= [D] 0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
3									
4									
5									

【手順②】  
(1) **世帯員全員**の氏名、扶養する者の数(扶養控除等申告書で届け出ている人数)、令和4年度の住民税課税状況、障害者控除等の適用、収入の減少のあった年月を記入してください。  
(2) 住民税非課税相当の収入であった、給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入別にそれぞれ金額と収入合計額を記入してください。  
**※非課税収入は含みません。(例：障害年金等)**  
(3) 収入合計額を1.2倍した金額を記入してください。  
(4) 下記の早見表を確認し、該当する非課税相当収入限度額を記入してください。  
**※非課税相当収入限度額と比較して、年間収入見込額のほうが低ければ、支給対象となります。裏面の記入は必要ありません。**  
**※非課税相当収入限度額と比較して、年間収入見込額のほうが高ければ、所得額による申請が必要になりますので、裏面を記入してください。**

(記入上の注意)  
① 「左欄の者が扶養する届け出ている人数」  
② 「住民税課税状況」  
③ 「障害者控除等の適用」  
④ 「収入の減少のあった年月」  
⑤ 「任意の1か月の収入」  
※令和4年度住民税確定している、令和4年度住民

給与収入	※※※
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を提出してください。
年金収入	※年金収入がある場合に記入してください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を提出してください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。  
⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を1.2倍した金額を記入してください。  
⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。  
(見易表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
(4) 単身又は扶養親族がない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(1) (フリガナ) 氏名	【収入】	(2) 【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
		年間収入見込額 ⑥	給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩	年間所得見込額 ⑪	非課税所得限度額 ⑫
1	オオムラ タロウ 大村 太郎	1,440,000 円		622,000 円		818,000 円	828,000 円
2	オオムラ ハナコ 大村 花子	0 円					
3							
4							
5							

【手順③】

- (1) **世帯員全員**の氏名、年間収入見込額を記入してください。
- (2) 各控除項目に該当する金額を下記の「記入上の注意」を参考に記入してください。
- (3) 年間収入見込額から各控除額を差し引いた金額を記入してください。
- (4) 下記の早見表を確認し、該当する非課税所得限度額を記入してください。

**※非課税所得限度額と比較して、年間所得見込額のほうが低ければ、支給対象となります。**

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（⑥欄）の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

- ① A×12の額（給与収入分）が162.5万円以下 → 55万円
- ② A×12の額（給与収入分）が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③ A×12の額（給与収入分）が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④ A×12の額（給与収入分）が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額を記入してください。
- ② 帳簿等の上記の経費がわかる書類を提出してください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - : 60万円超130万円未満 → 60万円
  - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
  - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - : 110万円超330万円未満 → 110万円
  - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
  - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、記入してください。

⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - ( ⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除 )

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得金額48万円以下の者）」「扶養親族（16歳未満の者も含む）」の合計人数です。

(早見表)

(4) 扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

**※記入漏れや提出書類に不備があった場合は、修正及び再提出が必要となり、給付金の支給が遅れることとなりますので、もう一度内容をご確認ください。**

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用